

## メッセージ

今から54年前の今日は不当な別件逮捕された日であり、それに合わせて県下各地から糾弾集會にご参集頂いた全ての皆さんに心から感謝の意を表せたらと、私石川一雄は重いペンを走らせていますが、仮出獄からもう23年が経過する現在に至っても冤罪を晴らせないまま支援者各位に多大なご心配、ご迷惑をおかけしていることを大変申し訳なく心苦しく思っております。

元より、取調べ過程に於いてどの様な事情があったにせよ、「自白」したのは紛れもない事実であって見れば、苦境に立つのも自業自得なので、憤懣遣る方無い気持ちはさておき、冤罪を示す証拠の<sup>あまた</sup>数多から沢山の<sup>ねつぞう</sup>人々による「…再審を行って下さい…」の当然の声にも応えないこれまでの裁判官の姿勢に対し、絶望感さえ覚えます。弁護団から提出された全ての新証拠によって、警察、検察当局が仕組んだ証拠の捏造、事件のストーリーのデッチアゲ、証言の捏造などの事実を暴露し、客観的事実を明らかにしているにも拘わらず、なかなか再審裁判を行おうとしない司法に対し、先が読めないだけに苛立ちを抑えることはできません。

言及するまでもなく、確定判決に合理的疑いが生じていれば、直ちに事実調べを行うべきであり、それが無<sup>む</sup>辜<sup>こ</sup>の救済、再審の理念だと思えます。厳しい闘いの日々の中で、弁護団の粘り強い証拠開示の取り組みと全国の支援者から「証拠を隠すな」「証拠を開示せよ」の強い声に押され、検察官も<sup>きつ</sup>々<sup>つ</sup>ながらもカバン、腕時計の捜査報告書、逮捕当日の上申書、初動捜査時の報告書、取調べ録音テープなどの開示に因って、増々私の無実が明らかにされてきたのです。

取り分け下山鑑定、川窪鑑定は確定判決の認定を根底から揺るがし、しかもそれが科学的な鑑定だけに司法当局に大きな打撃を与え、逃げられないところまで追いつめていることは確かですが、油断は禁物です。何故なら以前の裁判で弁護団が脅迫状との筆跡の異なる点を指摘したところ「…確かに筆跡は違うが、それは書く時の環境や、心理的状況によって違いが生じる…」と筆跡が違うことを認めながら再審を拒否した例があるので、慎重に事に当たらねばならないことはいうまでもありません。とはいうものの、下山、川窪鑑定に対し、検察側は、2月8日に開かれた31回目の三者協議で「反証、反論の方向で検討する。年度末までに<sup>めど</sup>目処を示す」といいながら昨年8月の下山鑑定提出から9カ月が過ぎた今も反論、反証は出されていません。意味のある反論は出せないのではないかと考えられます。



2006年5月23日、東京高裁に第3次再審請求を申し立ててすでに11年、裁判所には一日も早く証人尋問、再審開始決定の結論を出させるよう、厳しい姿勢で迫っていく所存です。

大詰めを迎えています第3次再審闘争、今年が勝負の年と私自身も心に秘め、支援して頂く皆さんにも最後の持てる力を最大限に賜りたく心からお願い申し上げて、私のご挨拶といたします。

**忍耐に極限あるも今將に最終段階躊躇許さず**

2017年5月23日  
石川 一雄

不当逮捕54年糾弾集會参加ご一同様

# ストーンリバー STONE RIVER

豊中・狭山事件研究会「ストーンリバー」号外 2017年5月

Eメール [ishiharabin@yahoo.co.jp](mailto:ishiharabin@yahoo.co.jp)  
郵便振替 00960-8-100574「狭山事件研究会」  
関連ブログ <http://burakusabe.exblog.jp/>

**憤懣」と「絶望感」と「苛立ち」とがないまぜの中で迎える  
54回目の「5.23」  
チャンスはどこに来ている  
掴んで活かすことができるのか  
機を逸してはなるまい  
持てるものを惜しむことなく注ぎ込んで宿願を実現しよう**

## あなたと私の「狭山」カレンダー

できました！



5月はじまり♪

1部500円

## 第32回三者協議(報告)

部落解放同盟中央本部

2017年5月10日、東京高裁で第32回三者協議がひらかれました。東京高裁第4刑事部の植村稔裁判長と担当裁判官、東京高等検察庁の担当検察官、弁護団からは、中山主任弁護人、中北事務局長、横田、青木、近藤、平岡、福島、山本、小島、指宿の各弁護士が出席しました。

財布・手帳関係の証拠開示については、弁護団が提出した意見書について説明し、とくに被害者の姉の証言からも同種の手帳を入手していたことが明らかで、何らかの捜査資料があるはずと強く開示を求め、裁判所も検察官に弁護団の意見をふまえての検討を求めました。

弁護団が4月24日に意見書を提出した脅迫状宛名の「少時」関係、犯行動機関係、自白の経過関係(自白する前後の石川さんの健康状態を示す資料)の証拠開示については検討中としました。

弁護団からは3月2日に提出した流王報告書の意義について説明しました。検察官は前回の三者協議で下山鑑定、川窪鑑定について反論、反証の方向で検討するとしていましたが、下山鑑定については反証を準備していることを明らかにしました。また、川窪鑑定についてはまだ見通しを示せないとなりました。弁護団は出された反証に対して再反論し、下山鑑定、川窪鑑定の意義をさらに積極的に主張していくことにしています。

検察官は、弁護団の提出した森鑑定や流王報告書などそのほかの専門家鑑定についても反論するとしており、わたしたちは、先行的に新証拠の意義を学習し、広く宣伝することが重要です。また、財布・手帳関係の証拠開示については、その重要性、必要性について検察官を追い詰めています。脅迫状宛名「少時」関係や自白の経緯にかかわる証拠開示もふくめて裁判所が開示を勧告するようさらに世論を大きくしていかなければなりません。

わたしたちは、下山鑑定、川窪鑑定、森鑑定、魚住鑑定などの新証拠によって、石川さんの無実が明らかとなっており、寺尾判決が完全に崩れていることを広く宣伝していく必要があります。全国各地で、狭山パンフや取調べ再現DVDを活用し、これら新証拠や取調べテープについて学習・教宣を深め、事実調べ・再審開始と証拠開示を訴えていきましょう。

今回の第33回三者協議は7月下旬におこなわれる予定です。これにむけて、徹底した証拠開示と事実調べを実現するために、さらに世論を大きくいきましょう！

**【コメント】**今回も大きな進展がなかった。注目された「下山鑑定」に対する検察官の「反論」については、「反証を準備している」とだけ記されている。弁護団が提出したのは2016年8月22日だから、すでに9ヶ月になる。時間を空費し、引き延ばしを図っていることは明らかと言わねばならない。さらに、「川窪鑑定」「森鑑定」「流王報告書」などの専門家鑑定についても反論すると言っているようだ。

証拠開示に後ろ向きで、渋々小出しにして、逃げを打つことしか考えない検察官をして、187点の証拠を開示させ、191点の新証拠を積みあげてきた。第3次再審11年の経過をふまえるのであれば、いつまでもキャッチボールを続けるのではなく、次のステップに進む時ではないかと思う。

時間は無限だが、狭山事件はそうではない。裁判官もこうした状況を具に見ているはずだから、真つ当な判断をすべきだ。

協議の場で植村裁判長が何を言い、どんな指示をしたのか、とても気になるところだが、もちろん「報告」には、生々しいことは書けないから、「正論」だけになってしまうのは仕方がない。正攻法で堂々と押し切り、扉を開けさせることができればそれに越したことはないが、事は「狭山事件」であり、部落差別に基づく権力犯罪だ。おいそれとはいかないことはこれまでの歴史が物語っている。

植村裁判長も6月で2年になり、いつ異動があってもおかしくない時期にあることも考慮に入れておかねばならない。7月下旬予定の第33回三者協議は、その点からも注目すべきだ。悩ましい時間が続く。

ときに絶望的な気分になることもあるが、希望は途絶えはしないし、道も消えてはいない。この道の先にきっと新しい世界があるはずだ。確信をもって進もう。(by SASAKI)

## 部落解放同盟大阪府連が狭山事件のHPを開設

待望していた狭山事件のHPが開設された。ずいぶん前から取沙汰されていたが、なかなか実現しなかった「懸案」の一つだった。大阪府連の努力と奮闘に敬意を表したい。HPの開設は、狭山闘争を鼓舞し、支援運動に勇気を与えることは間違いない。ただ、情報発信の舞台が整っただけで、問題はこれからだということも忘れてはいけない。ホットな情報をいち早く発信するとともに、誤った情報が拡散されている現状に抗するだけの力を持つよう、普段の努力が求められる。今後大いに期待したい。

⇒HP「えん罪 狭山事件」 <https://sayama-jiken.jimdo.com/>

